

京都おもいやり駐車場 協力施設登録のお願い

1「京都おもいやり駐車場利用証制度」とは

身体等に障害のある方や高齢者等で移動に配慮が必要な方、妊産婦等で一時的に移動に配慮が必要な方に対して、府内共通の駐車場利用証を交付し、公共施設や商業施設などに設置されている車いすマークの駐車場等を、優先的に利用していただく制度です。

制度の趣旨に賛同いただいた府内の公共施設、商業施設など施設の駐車場を「京都おもいやり駐車場」として登録し、その区画がわかるように、ステッカー等で表示していただきます。

2「京都おもいやり駐車場」の種類

「車いすマーク区画」と「プラスワン区画」の2種類があります。



「車いすマーク区画」

幅 3.5 メートル以上の車いすマークのある駐車場で、車の乗降に広い幅が必要な方（車いす使用者）優先の区画です。

「プラスワン区画」

施設の出入口に近い場所にある一般駐車場で、幅の広い駐車場でなくても乗降できる方のための区画です。

※ぜひプラスワン区画の登録をご検討ください！（プラスワン区画のみの登録も可能です。）

3「京都おもいやり駐車場」の利用方法

利用証を自動車内の外から見える場所に置くなどして掲示します。

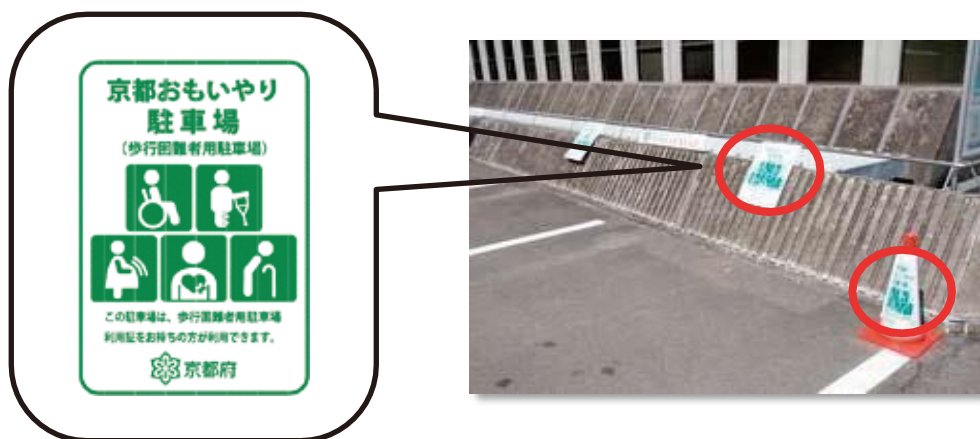
なお、利用証の使用は、対象者が駐車場を利用する（同乗の場合を含む。）場合に限りま。また、京都府内では、公安委員会が発行する「駐車禁止除外指定車標章」も利用証として代用できます。

利用証



4 協力施設にお願いしたいこと

- 対象駐車場に府が配布しているステッカー等の掲示をお願いします。



- 対象駐車場には物を置かないようお願いします。
- 対象者以外のご利用があった際には、移動のお声掛けや、館内放送等により制度の趣旨を説明していただくなど、ご協力をお願いします。
- 利用者がお困りの際には、声掛け等の配慮をお願いします。

5 協力施設の登録手続き

- (1) 協力区画の選定をお願いします。

車いすマークの駐車区画（幅 3.5m以上）又は出入口に近接している一般駐車区画

- (2) 次の書類を、下記窓口までお送りください。

- ① 登録申出書
- ② 駐車区画位置図（簡易なもので結構です）
- ③ 施設写真データ（任意）

- (3) 本府から必要物品（ステッカー等）を送付します。

- (4) 掲示後、運用開始となります。

6 バナー掲載について

「京都おもいやり駐車場利用証制度」について広く皆様にお知らせするために、バナーリンクを掲載していただけるホームページを募集しています。掲載にあたり、必要な手続きはございません（リンクフリー）。是非ご協力をよろしくお願いいたします。

バナーの貼り方は府ホームページをご覧ください。

(<https://www.pref.kyoto.jp/omoiyari-pp/banner.html>)

送付・お問い合わせ窓口

京都府 健康福祉部 地域福祉推進課

TEL : 075 - 414 - 4551 FAX : 075 - 414 - 4615

E-mail : chiikifukushi@pref.kyoto.lg.jp

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町